

令和5年度

事業計画書

社会福祉法人 秋葉会

目 次

I	法人基本理念	1
II	組織図	2
III	理事会及び評議員会	3
	1. 理事・評議員・監事	
	(1) 理事	
	(2) 評議員	
	(3) 監事	
	2. 理事会	
	3. 評議員会	
IV	事業所目標計画	4
	1. 八戸地域福祉事業部門	
	(1) 障がい者支援施設 八太郎山療護園	
	(2) 児童デイサービスセンター希望が丘	
	(3) 居宅介護支援・相談支援事業所 八太郎山の家そうだん室	
	(4) 八太郎山の家 ヘルパーステーション	
	(5) 八太郎山の家 訪問看護ステーション	
	(6) 身体障害者向け住宅・有料老人ホーム 八太郎山の家	
	(7) グループホーム 桔梗野の家	
	(8) 障がい者デイサービス 根城の家	
	(9) 障がい者デイサービス リアンジュ	
	(10) 多機能型通所支援事業所 リアンジュ	
	2. 上北地域福祉事業部門	
	(1) 特別養護老人ホーム 彩香園アルテリーベ	
	(2) デイサービスセンター サンポエム	
	(3) 彩香園アルテリーベ 居宅介護支援事業所	
	(4) 彩香園アルテリーベ 訪問看護ステーション	
	(5) グループホーム 青い空	
	(6) 彩香園アルテリーベ ヘルパーステーション	
	(7) コレクティブハウス 彩香園アルテリーベ	
V	活動計画	15
	1. 会議計画	
	2. 委員会計画	
	3. 行動（行事）計画	
	(1) 八戸地域福祉事業部門	
	(2) 上北地域福祉事業部門	
	4. 設備修繕計画	
	(1) 八戸地域福祉事業部門	

(2) 上北地域福祉事業部門	
VI 研修計画	24
1. 目標	
2. 八戸地域福祉事業部門	
(1) 課題・取組	
(2) 評価	
(3) 外部研修計画	
(4) 内部研修計画	
3. 上北地域福祉事業部門	
(1) 課題・取組	
(2) 外部研修計画	
(3) 内部研修計画	
VII その他の取組み計画	32
1. 苦情解決	
2. 地域貢献・地域交流	
VIII 健康管理計画と感染対策	33
1. 職員福利厚生	
(1) 健康診断	
(2) 予防接種	
2. 感染対策	
3. 働きやすい職場環境作り	

I 法人基本理念

“ 主観的幸福感 (subjective well - being) の追求 ”

法人運営理念

- 1 一人ひとりの人権を尊重し、利用者の皆様の‘その人らしさ’を引き出し、常に楽しく明るい希望に満ちた生活が送れるよう支援いたします。
- 2 利用者の皆様全員が、かけがえのない社会の一員として、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加できるよう支援いたします。
- 3 地域に親しまれ、地域に開かれた施設・事業所として、地域コミュニティの発展と福祉の向上に寄与するよう努めます。
- 4 職員自らが安心して利用出来る施設・事業所を目標とし、常に資質向上を図り、思いやりと優しさのこもった良質なサービスの提供に努めます。
- 5 他の法人には見られない独自の事業創造・事業発展を意識し、透明性を堅持しつつ健全かつ活力ある法人経営に努めます。

Ⅲ 評議員会及び理事会

1. 評議員・監事・理事

(1) 理事

理事長 高橋秀磁

理事 野月眞理子 工藤雅之 向井照美

石和英夫 高橋奈々子

(2) 評議員

駒ヶ嶺祥子 蛭名政勝 中野渡むつ子 壬生寿子

畑中義信 上舘唱二 工藤文雄

(3) 監事

名久井信平 島守雅之

2. 理事会

開催予定	議案
令和5年 6月	前年度事業報告、決算報告
令和5年11月	補正予算承認
令和6年 3月	次年度事業計画、当初予算承認
臨時開催	事業運営の必要に応じて開催

3. 評議員会

開催予定	議案
令和5年 6月	前年度事業報告、決算報告承認
令和6年 3月	次年度事業計画、当初予算承認
臨時開催	事業運営の必要に応じて開催

IV 事業所目標計画

1. 八戸地域福祉事業部門

(1) 障害者支援施設 八太郎山療護園

ア. 運営事業：生活介護事業、施設入所支援事業、短期入所事業、日中一時支援事業

イ. 目標（方針）

(ア) 生活介護・施設入所支援

- ・利用者の意思及び人格を尊重した生活相談並びに利用者及びその家族からの福祉サービスの利用や各種手続きの相談に応じ、必要な情報提供や助言を行い安心して過ごす事が出来るよう努める。医療機関や他相談支援事業所、他福祉サービス事業所や行政、特別支援学校並びに福祉系学校、地域住民など様々な関係機関との円滑な関係構築を図り、社会との共生や地域のニーズに応えられるように努めていく。

(イ) 短期入所

- ・利用者並びに家族の多種多様なニーズに応え、日常生活と社会生活に関する支援や在宅介護における生活に幅を持って頂くと共に、在宅に於ける一時的に支援者による介護が困難となった障がいのある方を支援する。
又、緊急時の受入れに際し、スムーズな対応が行えるように職員に対しての障害特性による対応方法や感染症等のリスクマネジメント等の研修を行い、支援体制の充実を図る。

(ウ) 日中一時支援

- ・家族の疾病や冠婚葬祭等によるニーズや、日常的に介護を担われている家族の一時的な休息を目的とし、障害者等の日中における活動の場を提供する。

ウ. 取組（計画）

(ア) 生活介護・施設入所支援

㊦生活相談

- ・在宅利用者並びに施設入居を希望する利用者、家族のニーズや抱える課題に対して障害種別及びADL状況等を踏まえて、利用に向けた相談及び支援に努める。

㊧生活支援

- ①安心して生活出来る支援
- ②権利擁護の取り組み
- ③行事・余暇活動の充実
- ④働きやすい環境作りと人材育成

㊨看護

- ・利用者様の健康管理を行い、異常の早期発見と早期回復に努める。定期健康診断を実施し、利用者様の健康状態を把握及び、病状変化に迅速かつ柔軟に対応し、重症化を防ぐ。施設内の感染予防対策に努める。（手洗い、うがい、感染症流行期のマスク着用の啓発。感染症発生時の対応）職員健康診断の実施、管理を行い、職員の健康の維持増進に努める。

㊥機能訓練

- ・利用者が楽しみをもって主体的に生活を送れるよう支援する。職員が働き易く、障がい者福祉サービス従業者としての誇りが持てる環境づくりを行う為、多職種連携を行う。リハビリテーション有資格者が常に問題解決意識を持ち、自己研鑽を重ねることで有資格者としての資質担保・向上に努める。

㊦給食

- ・ご利用者の加齢に伴い、身体機能、ADL の低下が予想されるとともに、基礎疾患の重症化、合併症の併発、褥瘡の発症リスクも高くなることが考えられるので、個別の栄養管理を行い低栄養・過栄養の予防や疾病の治癒・悪化防止など健康維持増進に努めると共に、評価に基づき導き出されたニーズに応じて栄養ケア計画を立案し、個々に寄り添った支援が出来るように努める。また、摂食・嚥下障害のご利用者様に関しては嚥下調整食分類 2021 を基準として個々の身体状況に適した計画作成に努める。喫食調査や残食調査を実施し、個別の栄養状態や摂食状況を把握し計画作成に反映させる。苦情や要望に対して、迅速に対応し、QOL の向上につなげられるように努める。嗜好調査の結果を基に毎月リクエストメニューとして利用者様の要望されたメニューを提供する。セントラルキッチンとの連絡を取り合い、季節感を大切に、四季折々の行事に応じた食事提供をする。また、喫食、残食状況をセントラルキッチンにも報告し、献立の見直しを検討する。

(イ) 短期入所

- ・短期入所受付は、希望日1ヶ月前より開始する。受付時は、予約状況を鑑みた上で、利用期間及び時間、目的や身元引受人の所在を確認し、受付の可否を判断する。又受付時に、本人並びに家族に対して新型コロナウイルス罹患患者との接触、1週間以内に感染拡大地域への往来の有無を確認する。在宅生活を送る利用者並びにご家族のニーズや抱える課題に対して、障害種別やADL 状況等を踏まえて利用に向けた相談支援を行う。

(2) 児童デイサービスセンター 希望が丘

ア. 運営事業：放課後等デイサービス、日中一時支援事業

イ. 目標（方針）

(ア) 放課後等デイサービス

- ・創作活動やリズム遊び、ルールある集団療育活動を通じて社会性を養う。一人一人の障害の特性をよく理解し、個別支援計画に則った基本的な生活習慣（食事、排泄、着脱等）を支援し、自立を高め達成感をもつ。保護者や学校と密に連携を取り、成長による日常生活状況の変化や体調管理を把握し、環境面や衛生面にも配慮しながら、児童が楽しく安全に過ごせる療育の場を提供できるように努める。

(イ) 日中一時支援

- ・家族の疾病や冠婚葬祭等によるニーズや、日常的に介護を担われている家族の一時的な休息を目的とし、障害児等の日中における活動の場を提供する。

ウ. 取組（計画）

- ・保護者のニーズを把握、各保護者との情報交換を行う為、年2回療育面談を行い、アセスメントの実施による支援内容を検討し、個別支援計画書（アセスメントを含む）の作成を行う。保護者に支援内容を説明し同意後、個別支援計画書を交付する。ケース会議は一人に対して年2回、その他必要に応じて関係職種を交えて見直しを行い、変更があるときは、保護者に変更の支援内容の説明を行う。

(3) 居宅介護支援・相談支援事業所 八太郎山の家そうだん室

ア. 運営事業：居宅介護支援、相談支援

イ. 目標（方針）

- ・支援や介護を必要とする状態においても、できる限り、住み慣れた地域で「自分らしい生活」を送れるように利用者様、家族様の意向に沿って「自立した生活を取り戻す支援」を目指した相談、助言を行います。また、利用者様の「自己決定」を導くよう支援していきます。
- ・病気や障害、加齢により、日常生活上での様々な困りごとについて、一緒に考え、最善の策を検討します。

ウ. 取組（計画）

- ①住みなれた地域での暮らしを継続していけるよう、地域の社会資源の活用に努め、適切なサービスにつなげていく。
 - ・利用者様、家族様の身体状況、生活状況、ニーズを把握する。
 - ・ニーズに対し迅速に対応する。
 - ・各関係機関との連携を図る。
 - ・利用者様の能力を活かし、自立した生活が送れるようにする。
- ②可能な限り利用者様が自ら意思決定できるよう支援していく。
 - ・利用者様の身心状態、生活状況を理解する。
 - ・利用者様、家族様の話を傾聴し、的確な助言を行う。
 - ・常に情報収集に努め、利用者様、家族様へ必要とするサービス等について情報提供していく。
 - ・スキルアップの為、内部、外部研修に積極的に参加する。

(4) 八太郎山の家 ヘルパーステーション

ア. 運営事業：訪問介護、居宅介護、重度訪問介護

イ. 目標（方針）

- ・利用者様が自立した生活を送っていただけるよう、また、利用者様が望む生活を実現できるよう支援していく。訪問介護員とし、利用者様に満足していただけるサービス提供を目指す。

ウ. 取組（計画）

- ①相談支援専門員の作成するサービス等利用計画を基に、居宅介護計画書を作成し、サービス提供する。介護支援専門員の作成する介護サービス計画を基に、訪問介護計画を作成し、サービス提供する。

②サービス内容

◎身体介護（身体に直接接触して行う介助）

- ・食事、排泄、入浴介助・身体の清拭・洗髪・整容・衣類着脱介助
- ・移乗、移動介助・就寝、起床介助・体位交換・通院、外出介助
- ・自立支援の為の見守り援助・その他必要な身体介助

◎家事・生活援助（身体介護以外の日常生活の援助）

- ・調理、配下膳・洗濯・掃除・整理整頓・衣類の整理、補修
- ・ベッドメイキング ・買い物、薬の受け取り

以上のサービス内容より、指定の時間帯に応じて選択されたサービスを提供する。また、訪問介護サービスでは、身体介護、生活援助を組み合わせた利用も可能

③サービス提供責任者の役割

- ・アセスメント、居宅介護、訪問介護計画書の作成、説明、苦情対応、担当訪問介護員への支持、指導等、事業の円滑な進行を支援する。また、定期訪問し、介護計画が適切に実施されているか確認し、必要に応じて相談・助言を行う。

○居宅介護・訪問介護計画作成

- ・ケアプランの目標やサービス内容をもとに立案する。

○モニタリング

- ・利用者の生活状況・心身状態は日々変化するため、臨機応変に対応する。
- ・利用者の生活の変化をいち早く捉えるため、担当訪問介護員、御家族などから情報収集を行い各関係機関との連帯を満にし、迅速な見直しに努める。

(5) 八太郎山の家 訪問看護ステーション

ア. 運営事業：訪問看護

イ. 目標（方針）

- ・訪問看護を必要とする方に必要な看護を提供し日常生活動作能力の維持を図ると共に利用者やその家族が安心して療養生活を送れるよう支援する。

ウ. 取組（計画）

①市町村他機関・多他職との連携

- ・訪問看護事業の適切かつ安定的な運営、及び地域社会に根ざした事業を運営していく。
- ・市町村の保健・福祉部門・民間の在宅サービスの提供者などと十分な連携を図る。

②主治医との連携

- ・適切な看護の提供のため、訪問看護指示書に基づいた訪問看護が行われるよう主治医との連絡調整をする。
- ・利用者の病状や心身の状態に応じた適切な訪問看護を行うため、利用者の

在宅において単独で行う事を十分に留意するとともに、慎重な状況判断等が要求される点をふまえ主治医と密接かつ適切な連携を図る。

- ・医療の高度化・利用者ニーズの多様化に伴い様々な利用者ニーズに対応できるようにする。

③勤務体制の確保・記録の整備

- ・職員の勤務体制を定め、また職員の資質向上を図るための研修の機会の確保、設備・備品、計画書・報告書などの書類及び利用者の訪問看護の提供に関する諸記録を整備し保管する。

(6) 身体障害者向け住宅・有料老人ホーム 八太郎山の家

ア. 運営事業：身体障害者向け住宅・有料老人ホーム

イ. 目標（方針）

- ・入居者の方々が日常生活を快適に送れるよう環境整備に努める。その人らしい自由なライフスタイルを大切にしていく。入居者の交流の場となるよう、ホーム喫茶を楽しんでいただく。感染症対策の徹底、情報収集に努める。

ウ. 取組（計画）

- ・備品等の定期点検を行い、故障、破損により不都合の無いようにする。
- ・整理整頓を心がけ、清潔で居心地のいい空間づくりをしていく。
- ・可能な限り自立した生活が出来るよう支援する。
- ・社会との繋がりを保つ事が出来るよう情報提供等、支援していく。
- ・季節、イベントに応じた装飾作りを入居者の方々と行う。
- ・季節に応じた行事、手作りおやつ等の企画を行い提供する。

(7) グループホーム 桔梗野の家

ア. 運営事業：認知症対応型共同生活介護事業

イ. 目標（方針）

- ・利用者の気持ちを大切にしながら、出来るだけ自分の力を発揮できるように支援する。利用者、家族との信頼関係を築く地域の交流を積極的にする。職員の自らの資質及び技術・知識の向上に努める。

ウ. 取組（計画）

- ・利用者のペースにあわせ、尊敬の気持ちを持ち、自分らしく過ごせるよう支援する。個人、私の意志を取り入れたサービス計画を作成する。利用者の保たれている力を発揮していただき、役割・出番があることで生きる意欲に結びつける。ご家族様への定期的なお便りの発行、面会時には要望や意見を伺い結果に結び付けて行く。地域の行事に職員、利用者様共に参加し、年2回の火災訓練、移動販売車に週一回訪問してもらい地域の交流の場として活用する。月1回の勉強会のほかに職場内外研修等に参加し、自己のスキルアップの実現、伝達講習や内容を職場に活かすことができる。

(8) 障がい者デイサービス 根城の家

ア. 運営事業：生活介護

イ. 目標（方針）

- ・一人一人が住み慣れた地域の中でその人らしく暮らしながら、人としての尊厳を大切に生活していけるような支援を目指す。

ウ．取組（計画）

- ・個々の身体状況や能力、嗜好や希望を把握し、個別若しくは少人数で取り組む事により、楽しく充実した時間を過ごせるような内容を検討し提供を行う。
- ・コロナ禍、地域行事の中止や個人外出が厳しい為、施設内にておやつ作りやお楽しみ会を計画し、普段の余暇活動とは違った雰囲気を楽しんで頂く。また、人込みを避けたドライブ等で気分転換を図っていく。
- ・個別リハビリテーション実施計画書に基づき、身体機能の維持や拘縮予防に努める。
- ・訓練士指導のもと、生活支援員が出来る自主訓練や日常生活動作に繋がる身体機能の維持・向上を図り、在宅生活の継続を目指す。
- ・職員の相談機会を活用し、適宜ライフステージに応じた雇用・業務形態並びに職務内容の検討を行い、将来に渡って働きやすい環境を作りに取り組む。
- ・外部や内部研修参加により、職員の技術や知識のスキルアップを図る。
- ・人材育成に取り組み、ステップアップ出来る事業体制を継続していく。

（9）障がい者デイサービス リアンジュ

ア．運営事業：生活介護

イ．目標（方針）

- ・利用者や御家族の希望や要望、関係機関からの情報を踏まえた個別支援計画に基づき、日常生活動作での適切な支援を提供する事により在宅生活の継続を目指す。

ウ．取組（計画）

- ・個々の身体状況や能力、嗜好や希望を把握し、個別若しくは少人数で取り組む事により、楽しく充実した時間を過ごせるような内容を検討し提供を行う。
- ・コロナ禍、地域行事の中止や個人外出が厳しい為、施設内にておやつ作りやお楽しみ会を計画し、普段の余暇活動とは違った雰囲気を楽しんで頂く。また、人込みを避けたドライブ等で気分転換を図っていく。
- ・個別リハビリテーション実施計画書に基づき、身体機能の維持や拘縮予防に努める。
- ・訓練士指導のもと、生活支援員が出来る自主訓練や日常生活動作に繋がる身体機能の維持・向上を図り、在宅生活の継続を目指す。
- ・現利用者関係各位と連携を図りながら徐々に他関係機関へと広がっていけるような人間関係を構築していく。
- ・八戸第一養護学校との連携を図り、実習を通して利用希望者の増加へ繋げていく。
- ・1日平均利用者数12名を目指す。

- ・全職種が一丸となって利用者の要望や希望を取り入れた支援が出来るよう、風通しの良い職場環境作りに取り組む。
- ・外部や内部研修参加により、職員の技術や知識のスキルアップを図る。

(10) 多機能型通所支援事業所 リアンジュ

ア. 運営事業：放課後等デイサービス

イ. 目標（方針）

- ・手先を使った創作活動や体を使ったリトミック、ルールのある集団療育活動を通じて社会性を養う。一人一人の障害の特性を理解し、個別支援計画に則った基本的生活習慣（食事、排泄、着脱等）を支援することで、自立を高め達成感をもつ。保護者や学校と密に連携を取り、成長による日常生活状況の変化や体調管理を把握し、環境面や衛生面にも配慮しながら、児童が楽しく安全に過ごせる療育の場を提供できるように努める。

ウ. 取組（計画）

- ・保護者のニーズを把握、各保護者との情報交換を行う為、年2回療育面談を行い、アセスメントの実施による支援内容を検討し、個別支援計画書（アセスメントを含む）の作成を行う。保護者に支援内容を説明し同意後、個別支援計画書を交付する。ケース会議は一人に対して年2回、その他必要に応じて関係職種を交えて見直しを行い、変更があるときは、保護者に変更の支援内容の説明を行う。

2. 上北地域福祉事業部門

ア. 事業共通理念

- ・人の幸せとは何かを常に考え、人としての尊厳を支えるケアの提供に努める。

イ. 事業共通方針

- ⑦利用者の皆様一人ひとりを大切にし、誠意をもった支援に努める。
- ⑧利用者の皆様がその人らしく安心して最後の時を迎えられるまでの「生活の場」と「終の棲家」の提供に努める。
- ⑨職員が自身の仕事に誇りとやりがいを感じられるよう、魅力ある職場の環境作りに努める。

(1) 特別養護老人ホーム彩香園アルテリーベ

ア. 運営事業：介護老人福祉施設、短期入所生活介護

イ. 目標（方針）

(ア) 介護老人福祉施設

- ・選ばれる施設を目指し、知識・技術の習得による対応力向上に努める。また温かい介護が提供できるように接遇や業務内容の見直しを図る。

(イ) 短期入所生活介護

- ・居住系サービスを始めて利用されるお客様にも安心して短期入所を利用していただけるよう接遇の向上、サービスの見直し、質の向上を図る。

ウ. 取組（計画）

（ア）介護老人福祉施設

㊦相談

- ・利用者様を受け入れる際、利用者様を取り巻く背景をしっかりと把握し、特に配慮が必要なケースは多職種で理解を深め、対応していくようにする。
ここ数年、介護サービスの利用の仕方にも変化が出てきているように感じられる。このことを意識し、多くのお客様をお迎えできるようにする。

㊧介護・ケアマネジメント・機能訓練

- ・介護に臨む姿勢を再確認し接遇の向上を目指す。
- ・業務について簡単で確実な方法がないか再検証し、煩雑化した業務内容の改善を目指す。また介護機器や電子帳票等の積極的な導入により、スタッフの負担軽減を目指す。
- ・ケアマネジメントのサイクルやクオリティを維持しつつ、煩雑化した記録等のさらなる見直しを行う。
リハビリ、口腔、栄養の取組みを一体的に推進できるようにする。

㊨看護

- ・コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行することを踏まえ対策をする。
- ・看取りを目的として入所される方も増えている。看取り介護の経験の蓄積・知識を活かし、利用者様・ご家族が安心して人生の最終段階を迎えられるようアドバンスケアプランニングを実践し、心理的なサポートをしていく。

㊩給食

- ・利用者様の嗜好・体調を考慮し、食べたい物を食べやすい形態で提供できるように努める。
- ・多職種での栄養状態の把握、改善に取り組むことで利用者様にとっておいしい食事の提供につなげていきたい。
- ・食材等無駄にならないように日々心掛ける。
- ・自分自身の健康を保ち、感染症や食中毒対策に努める。

㊪事務

- ・利用者様・ご家族・地域住民の方々・取引先の皆様・施設職員の懸け橋となり、来園時や電話での円滑な応対ができるよう、必要最低限となる介護などの知識を身につけ対応力を向上させる。
- ・世の中がめまぐるしく変動するなか、今までの在り方にとらわれず、多方面から情報を収集し、その時にベストなものを選択できるようにする。

（イ）短期入所生活介護

- ・事業所のケアを重視するのではなく、利用者の自宅での生活に主眼をおき適切なサービスを提供する。安心して短期入所を利用していただけるよう接遇の向上に努める。

（2）デイサービスセンターサンポエム

ア. 運営事業：通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業

イ. 目標 (方針)

- ・感染症の流行等により人と人との交流が少なくなり身体機能の低下や意欲の減退などが見られる方が多くなってきているが、デイサービスがこれまでの生活を守り取り戻す為に交流する場の提供を行い、笑顔あふれる活気に満ちた生活が送れるよう必要な入浴、機能訓練、余暇活動等の提供に力を入れ、本来行うサービス提供を基本に立ち返り重点的に行っていく。

ウ. 取組 (計画)

- ・入浴サービス提供の強化…個人の状態に合わせた入浴方法を随時検討し、安心、安全に入浴することで、清潔の保持や心身のリラクセス等に結び付ける。また、満足感を得られる入浴サービスを実施していくよう心掛ける。
- ・個別機能訓練の実施強化…心身のリラクセス効果の他、運動機能動作の維持や向上を目指して機能低下を防止し、住み慣れた自宅での生活継続の一步とする。
- ・余暇活動提供の強化…余暇活動を充実させ誰でも取り組めることや個人の行いたいことを行える環境を作っていく。集団や個人で活動し、一人一人の想いを具現化することで笑顔を引き出していく。
- ・一連のデイサービスで提供されるサービスを通じて人と人とのつながりを保ち、地域の顔なじみの方や知り合い等のコミュニティを守っていく。

(3) 彩香園アルテリーベ 居宅介護支援事業所

- ア. 運営事業：居宅介護支援、介護予防支援、東北町委託業務地域支援事業
市町村委託業務要介護認定調査

イ. 目標 (方針)

- ⑦ご利用者お一人おひとりの価値観を大切に、心身や生活の状況に合わせて、その人らしい生活が維持できる介護サービス計画及び介護予防サービス計画を作成する。
- ⑧地域包括ケアシステム構築に向けて、行政及び関係機関、地域住民との信頼関係を確立し、地域に根ざした事業所を目指す。

ウ. 取組 (計画)

- ・職員の質の向上を目指し、上位資格等の取得、更新を支援する。
- ・東北町地域ケア会議を活用し、行政及び関係機関、地域住民とのネットワークを構築し、信頼関係を確立、維持する。
- ・病院の医療連携室と連携を図り、在宅での生活支援を推進し担当件数を増やす。

(4) 彩香園アルテリーベ 訪問看護ステーション

- ア. 運営事業：指定訪問看護、介護予防訪問看護

イ. 目標 (方針)

- ①在宅での自立した生活を送れるようサポートし利用者様の尊厳を支える適切なケアを心掛ける。
- ②介護を行っている家族の思いを傾聴し介護者支援に努める。

③地域の高齢者が安心して暮らせるよう見守り、目配り・気配りし信頼を得られるよう活動する。

ウ．取組（計画）

- ①研修に参加して必要な知識と技術を習得し向上を図る。
- ②介護者である家族への声掛け、相談、助言、介護への思いを傾聴し日常生活に必要な看護を提供していく。
- ③多職種・他事業所との連携を図り、利用者様に適切なサービスを選択し提供する。

（５）グループホーム 青い空

ア．運営事業 認知症対応共同生活介護、予防認知症対応共同生活介護

イ．目標（方針）

認知症になっても地域の中で暮らすことを目標に、個性を尊重し家庭的な環境のもとで、精神的安定と自立支援を目的として、一人ひとりの力を引き出せるように支援いたします。

ウ．取組（計画）

- ・居心地の良い生活空間を作ります。
- ・一人ひとりの気持ちを大切に、持てる力を引き出す支援に努めます。
- ・安定した生活支援へ向けて、感染症の予防・健康管理を適切に行います。
- ・利用者様が共同で生活される「住まい」としての日常的な生活を支援し、尊厳を大事にさりげなくお手伝いします。
- ・地域の一員として、感染症の状況に配慮し可能な限り地域への活動に参加します。

（６）彩香園アルテリーベ ヘルパーステーション

ア．運営事業：訪問介護、日常生活支援総合事業

イ．目標（方針）

- ①利用者様の尊厳を尊重し、その人らしい生活を送るお手伝いができるよう、サービスの提供に努める。
- ②利用者様、家族様に安心してサービスを利用していただけるよう、専門職としての接遇、マナーを見直し、相手の立場に立った配慮を心掛ける。

ウ．取組（計画）

- ・居宅サービス計画書と利用者様、家族様の要望に基づき、訪問介護計画書及び個別援助計画書を作成し、利用者様個々のニーズに対応したサービス提供に努める。
- ・感染症予防に努め、標準予防策の励行とマニュアルの整備、発生時の対応シミュレーションを含めた内部研修を定期に実施する。
- ・利用者様の心身の状況を常に把握し、訪問介護に限らず、必要に応じて適切なサービスを提案出来るよう、地域の保健、医療、福祉事業所と情報共有、連携に努める。
- ・利用者様の多様なニーズに対応するため、実技を含めた内部研修やOJTを

実施し、チームとして介護技術や専門知識の取得、向上を目指す。

(7) コレクティブハウス彩香園アルテリーベ

ア. 運営事業：住宅型有料老人ホーム、障がい者向け住宅

イ. 目標（方針）

- ・入居者様に安全、安心な生活を送っていただけるよう、食事、入浴サービスや居室環境の整備等の他、余暇活動の実施や日常生活上で必要な各種支援を実施し、充実した日々を過ごしていただけるよう努める。

ウ. 経営目標

一か月平均 23.5 名を目標とし、入居希望者への迅速な入居対応を行う。

エ. 取組（計画）

- ・バイタルチェックや食事摂取状況等の各種記録を用いて健康管理を行い、体調変化の早期発見に努める。
- ・入居者様が安心して日常生活を送れるよう、共用スペースの環境整備や換気、消毒等の感染予防対策を実施する。
- ・定期的に入居者様との面談を行い、生活で不安に感じていることへの相談や必要に応じた支援を行う。
- ・余暇時間での軽体操や入居者様同士の交流を深めるレクリエーション、簡単な家事作業への参加機会を提供し、また、季節の外出行事や手作りおやつ会、お弁当会を開催し、日常生活の中で喜びを感じていただけるよう努める。

V 活動計画

1. 会議計画

会議名	構成職員	開催頻度	内 容
法人運営会議	理事長 施設長等	3ヶ月毎	法人の運営方針の協議 その他、法人本部・全体の運営上の必要事項の協議
運営調整会議	管理者 所長級～主任級 相談員等	毎月1回	法人の運営方針の告知 各施設・事業所毎の月間行事予定の立案・協議 各施設・事業所毎のサービス提供状況の報告と改善・協議 その他、各施設・事業所毎の業務上の必要事項の協議
運営推進会議	利用者 利用者家族 市町村職員 地域代表者 管理者	G H隔月 有料隔月	活動状況・利用者の様子・外部調査・研修等の報告、意見交換
職員会議	全職員	毎月1回	法人の運営方針の告知 各施設・事業所・職域毎の月間行事予定告知 各施設・事業所・職域毎の業務上の必要事項の協議
入所判定会議	管理者 生活相談員 介護支援専門員 介護員 看護職員	3ヶ月毎	入所判定の為の検討・協議
ケア会議	介護員等	毎月1回	利用者に関わる介護業務遂行の為の意見交換及び検討・協議
看護会議	看護職員	毎月1回	利用者に関わる看護業務遂行の為の意見交換及び検討・協議
給食会議	管理栄養士 栄養士 調理員	毎月1回	施設入居者及び通所利用者に関わる給食業務遂行の為の意見交換及び検討・協議
その他	カンファレンス、サービス担当者会議、各委員会会議・・・適宜必要に応じて招集し開催する。		

2. 委員会

各種委員会活動業務

(安全委員会)

喀痰吸引等業務の実施規定について検討する。喀痰吸引等の実施方法、実施計画について策定、見直しを行う。喀痰吸引等の実施状況、進捗状況を把握、検証する。喀痰吸引等業務従事者等の教育、指導（OJT、OFF-JTの実施）に関して検討し計画、実施する。喀痰吸引等の実施に関わるヒヤリハット事例、アクシデント事例について蓄積と分析、事故防止の為の啓発活動の実施。必要物品の整備、衛生管理その他喀痰吸引等業務の実施に関して必要と思われること。

(リスクマネジメント委員会)

- ・事故・破損等の報告書の窓口として、記録内容や事実確認し原因を明らかにする
- ・事故報告・ヒヤリハットの提出後、原因と予防策の確認と発生した件の定期的な振り返りを行い、再発防止に取り組んでいく
- ・事故予防策としてヒヤリハットの積極的な提出を促し現場での課題を割り出す
- ・サービス利用開始前には、重要事項説明書、リスク同意書等の説明を行い、利用者、家族に対しての十分な理解を得る

(身体拘束適正化委員会)

- ・利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしないケアの実践に行っていく。
- ・やむをえず身体拘束を行う際には委員会を開催して検討する

(虐待防止委員会)

- ・利用者の安全と人権保護の観点から、適正な支援が実施され、利用者の自立と社会参加のための支援を妨げることのないよう、定期的に又は適時委員会を開催し、虐待の防止に取り組んでいく。

(感染症委員会)

- ・流行時期前に予測される感染症や食中毒について、利用者・職員に対して、感染予防の注意喚起を行うと共に、病原体の排除、感染経路の遮断、宿主抵抗力の向上を図る
- ・感染症や肺炎予防策として正しい口腔ケアの周知に努める
- ・感染症発生時の対応と指導
- ・必要物品の発注・管理を行う

(褥創防止対策委員会)

- ・褥瘡の完治に向けて継続的な評価を行なうとともに、再発防止の取り組みを行なう

(排泄委員会)

- ・オムツ等必要物品の在庫管理・発注
- ・個別性のある排泄リズムの把握とADLに応じた排泄方法・排泄用品の検討
- ・排泄介助・汚物処理の使用物品等の衛生管理、介護材料室の管理と清掃
- ・リネン交換表・リネン管理

(入浴委員会)

- ・入浴スケジュールの調整
- ・季節に応じた変わり湯を企画など楽しめる入浴の提供方法の検討
- ・入浴設備の衛生管理とメンテナンス、入浴物品の管理・補充
- ・衣類等の管理

(食事委員会)

- ・食事摂取状況の把握、個別性のある食事方法の検討
- ・誤嚥等事故防止を考慮した食事形態の検討
- ・利用者様のADLに合わせた食器や自助具の検討
- ・手作りおやつや外食、テイクアウトメニューなどの企画・実施
- ・必要物品の管理・発注

(余暇活動レクリエーション委員会)

- ・季節・行事に沿って創作活動やレクリエーションの企画・実施
- ・利用者個々の能力を把握した活動内容の検討
- ・季節の掲示物・装飾、毎月のお知らせ、利用者の作品展示

(広報委員会)

- ・広報誌の編集・発行
- ・行事などの写真撮影・ビデオ撮影、活動の様子展示
- ・写真データの管理

(防災委員会)

- ・防災訓練の計画・実施
- ・災害時に備えた物品（備蓄）の管理と発注
- ・緊急連絡網の整備

(環境・美化委員会)

- ・園内環境整備スケジュールを立て衛生維持管理
- ・ワックス清掃や大掃除、設備メンテナンスのスケジュール作成

(研修委員会)

- ・年間研修計画に基づき事業所単位での内部研修の研修・実施
- ・感染予防対策に配慮したオンライン研修の整備
- ・階層別研修、専門研修を取り入れ、職員の知識、スキルの向上を図る

(ノーリフティングケア推進委員会)

- ・歩行器・車椅子等の介護機器の管理
- ・職員の負担を軽減できる介護技術の伝達

(サービス向上委員会)

- ・接遇（言葉遣い、態度等）の見直し
- ・利用者のプライバシーに関する業務の見直し、検討
- ・ケア方法の検討、職員指導、助言
- ・業務内容の見直し、検討

- ・各委員会は毎月の会議開催を基本とし、活動目標の達成を目指す。検討内容によっては必要に応じて、随時開催する
- ・各委員会は年間予定を立て、必要なマニュアル、BCPの作成及び見直しを行なう
- ・各委員会は必要な職員啓発を行なう

3. 行事（行事）計画

(1) 八戸地域福祉事業部門

月	八太郎山療護園	希望ヶ丘	八太郎山の家
4	お花見	お花見会（外出）	お花見
5	おやつ月理	端午の節句	お花見
6	テイクアウト	運動会	外食
7	テイクアウト	七夕	外食
8		夏のお楽しみ会（外出）	八戸三社大祭
9	八太郎山祭		
10	ハロウィン祭り	ハロウィン祭り	紅葉ドライブ
11	テイクアウト 八一養高等部祭	秋のお楽しみ会（外出）	
12	Xmas イベント	クリスマス会	クリスマス会、餅つき会
1	新年会	新年会	
2	節分行事	節分	節分、えんぶり
3	テイクアウト	ひなまつり	ひなまつり
他		誕生会（誕生日に近い日）	

月	根城の家 リアンジュ	グループホーム 桔梗野の家	
4	お花見	花見ドライブ 誕生会	
5	手作りおやつ	りそう郷見学	
6	ランチ会 外出ドライブ	さくらんぼ狩り	
7	手作りおやつ	流しそうめん（七夕）	
8	納涼ドライブ 三社大祭見学	桔梗野地区祭り 納涼祭	
9	ランチ会	ぶどう狩り 桔梗野敬老会	
10	ハロウィン 紅葉ドライブ	運動会 ハロウィン祭り	
11	紅葉ドライブ	外食会 紅葉ドライブ	
12	クリスマス会	クリスマス忘年会（地 域・ご家族との交流）ク リスマス会、誕生会、餅 つき	
1	ランチ会	初詣 新年会	
2	節分・えんぶり見学	節分 えんぶり観賞	
3	ひな人形展見学	ひな祭り会（スイーツバ イキング）	
他		市川地区子育てメイト応 援サロン参加 地区開催悠々サロン参加 オンブズマン来所 誕生会：随時開催	

(2) 上北地域福祉事業部門

	特別養護老人ホーム 彩香園アルテリーベ	特別養護老人ホーム 彩香園アルテリーベ ショートステイ	彩香園アルテリーベ 居宅介護支援事業所 在宅介護支援センター
4	お花見ドライブ	お花見ドライブ	
5	お茶の会	お茶の会	東北町委託事業 体力づくり教室
6	串もち	串もち	東北町委託事業 認知症予防教室
7	おやつバイキング	おやつバイキング	東北町委託事業 認知症予防教室
8	夏祭り 物故者ご供養	夏まつり 物故者ご供養	東北町委託事業 体力づくり教室
9	敬老会（家族交流会）	敬老会（家族交流会）	東北町委託事業 体力づくり教室
10	紙飛行機とぼし大会	紙飛行機とぼし大会	東北町委託事業 家族介護者教室
11	外食会	外食会	東北町委託事業 家族介護者交流事業
12	クリスマス会	クリスマス会	東北町委託事業 認知症予防教室
1	新年会	新年会	
2	豆まき会	豆まき会	東北町委託事業 体力づくり教室
3	物故者ご供養	物故者ご供養	東北町委託事業 体力づくり教室
他	誕生会（毎月）	誕生会（毎月）	

	デイサービスセンター サンポエム	グループホーム 青い空	コレクティブハウス
4	お花見ドライブ	お花見ドライブ	お花見ドライブ
5	新緑ドライブ	お花見ドライブ	お弁当会
6	余暇活動強化月間（案）	家族交流会	ドライブ外出
7	余暇活動強化月間（案）	ドライブ外出	手作りおやつ会
8	余暇活動強化月間（案）	ドライブ外出	ドライブ外出
9	敬老会	敬老会（ホーム） ドライブ外出	敬老会
10	スポーツ週間 紅葉ドライブ	ドライブ外出	紅葉ドライブ
11	紅葉ドライブ 東北町生き生き産業文化 祭り（作品展示見学）	ドライブ外出	手作りおやつ会
12	演芸会（仮）	忘年会	忘年会
1	手作りおやつ	初詣	初詣
2	節分	節分	節分会
3	手作りおやつ	ひな祭り	お弁当会
他	誕生日会：毎月開催	誕生日会：都度開催	

4. 設備修繕計画

(1) 八戸地域福祉事業部門

- ・植栽剪定

八太郎山療護園、八太郎山の家

- ・リフト車購入（車椅子4基タイプ）

デイサービス根城の家

(2) 上北地域福祉事業部門

- ・空調設備入替

特養、通所、コレクティブハウス

- ・建物屋根塗装

特養棟、短期入所棟、通所棟、グループホーム棟、コレクティブハウス棟

※各修繕整備は短期から中期の計画をたて年間の収支状況をみながら実施する

VI 研修計画

1. 目標

- (1) 全職員に対する法人理念の浸透
- (2) 援助ニーズを持つ一人ひとりの利用者が望む生き方を実現するために、利用者自身の心理的、身体的、社会的自立と、安定した日常生活の継続を援助でき、さらに利用者自身の力で生活向上に立ち向かう意欲を育てることができる援助者づくり
 - ・ 倫理観（価値観）・態度の醸成
 - ・ 知識・情報の習得
 - ・ 技術・技能の強化
- (3) 専門職として、求められる職員像を職員各自が明確に描くことができ、それを目指して学習することにより、サービスの質が向上する
- (4) 職員個々に自らのキャリアアップをモチベーションとして人材定着が図られる

2. 八戸地域福祉事業部門

(1) 課題・取組

ア. 課題

- (ア) 法人理念浸透により、帰属意識の醸成、職務遂行における目標の共有化
- (イ) 外部の研修への参加、外部講師による研修の開催など、外部からの情報を入れることで、倫理観・知識・技能（技術）を習得
- (ウ) 各関係制度に基づき、全職員に共通する必要な倫理観・知識・技術の習得
- (エ) 当法人のキャリアパスに基づいた階層別に求められる能力を身につけること、また、資格や免許取得に向けた支援

イ. OJT の推進

- (ア) 新人職員に対する見習い業務の実施。業務終了後の振り返り（職域ごと入職後1～2か月）
- (イ) 日常業務中の助言、指導の機会確保～職員同士、現場首長級職員
 - ・ 職員同士仕事の打ち合わせ（申し送り）時
 - ・ 職員が実際に業務しているとき
 - ・ 報告・連絡・相談時
 - ・ 仕事が完了したとき
 - ・ 出張や研修へ参加する前後
- (ウ) 個別指導～現場首長級職員～適宜実施
 - ・ 業務上の指導
 - ・ 個別スーパービジョン
 - ・ 新人 OJT リーダーの配置、進捗状況確認
 - ・ 職場巡回（ジョブ・ローテーション）

(エ) 集団指導

- ・ 委員会会議、部会会議、ケア会議、看護会議、職員会議、ケースカンファレンス等の活用

ウ. OFF-JT の推進

(ア) 職場内研修

①合同内部研修（共通テーマに基づく全職員対象）

②職種別研修

- ・認定特定行為業務従事者 FU 研修
- ・介護技術研修

③階層別研修

- ・新任職員～新人オリエンテーション（4月1日及び採用時随時）（担当：石和）…法人倫理、接遇・マナー、職業倫理、守秘義務 等
- ・リーダー級職員

(イ) 外部研修

下記研修適宜検討し職員を派遣（別紙外部研修年間予定参照）

（担当：各職域首長級職員 高橋、向井、石和）

(2) 評価

(ア) 年度末に評価実施（担当：各職域首長級職員～研修委員会）

- ・具体的研修内容についての評価
- ・研修終了後ごとアンケート実施
- ・計画に沿った実施実績の評価

(3) 外部研修計画

日程	研修内容
6	新カリキュラム対応介護実習指導者研修 あおもりノーリフティングケア推進事業管理者向け研修
7	青森県災害福祉支援チーム員登録時研修 あおもりノーリフティングケア推進事業（地区別研修）
8	福祉職員キャリアパス対応生涯研修 管理職員コース 高齢者虐待防止支援セミナー 相談支援従事者養成現任研修
9	社会福祉施設中堅・指導的職員研修 社会福祉施設看護職員研修 介護労働者雇用管理責任者講習 職場内でのハラスメント防止セミナー 介護記録研修会 看取り研修 苦情解決担当者研修会 サービス管理責任者等基礎研修
10	救急・急変時の看護 介護労働者雇用管理責任者講習 福祉職員キャリアパス対応生涯研修 中堅職員コース 青森県災害福祉支援チーム員 スキルアップ研修 I

	強度行動障害支援者養成研修 基礎研修
11	メンター育成研修 青森県災害福祉支援チーム員 スキルアップ研修Ⅱ 経営者支援セミナー 離職防止環境整備研修会、メンタルヘルス研修会
12	福祉職員キャリアパス対応生涯 研修 チームリーダーコース 障害者虐待防止権利擁護研修会 サービス管理責任者等更新研修
2	相談支援従事者及びサービス管理責任者等専門コース別研修 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）
3	サービス管理責任者等実践研修

(4) 内部研修計画

予定	内容	実施事業所
4	倫理及び法令遵守 個人情報・守秘義務	全事業所
5	接遇・コミュニケーション 利用者のプライバシー保護	全事業所
6	食中毒予防 感染症対策	全事業所 全事業所
7	リスクマネジメントの考え方 事故の発生又は再発防止	全事業所
8	特定認定行為業務従事者 FU	療護園 八太郎山の家
	虐待防止・身体拘束等の排除	全事業所
9	緊急時対応 普通救命救急講習 接遇、職業倫理 調理実習	全事業所 療護園 八太郎山の家 療護園
10	非常災害時対応に関する研修	全事業所
11	医療的ケア研修	全事業所
12	ターミナルケアとターミナルにおける精神的ケア	全事業所
1	メンタルヘルス・ハラスメント腰痛予防	全事業所
2	リーダー級研修	全事業所 副主任以上
3	認知症利用者の対応について	全事業所

3. 上北地域福祉事業部門

(1) 取組

ア. OJT の推進

(ア) OJT 担当者研修の実施。

(イ) ケースカンファレンスや各種会議等を活用してスーパービジョンの実施。

(ウ) 新任職員、配転者に対する OJT の実施と、定期的な振り返りを行う。

イ. OFF-JT の推進

(ア) 職場内 OFF-JT

- ・全職員（内部）研修（職域及び職種ごとに隔月 1 回 1 時間）の実施
- ・合同内部研修（年 1 回）
- ・階層別職員研修（新任職員）
- ・階層別職員研修（2 年目職員）

目標：自身の課題・役割を明確にし、責任感と緊張感を持って仕事ができる。
開示できる記録が書ける。

対象：入職 2 年目の職員（必須） ※対象以外でも希望者は参加可

期間・内容：前年度 3 月 振り返りのレポートを提出

4 月 新人研修で発表

5 月 記録についての内部研修

- ・階層別職員研修（3 年目以降）
- ・ (リーダー) (副主任)
- ・ (リーダー) (主任所長級)

(イ) 職場外 OFF-JT

- ・全国老人福祉施設協議会、県老人福祉協会、県社会福祉協議会、その他各種関連団体主催の研修要綱に基づき計画
- ・必置義務・加算要件等の研修について、計画的に受講していく
- ・職域ごとに復命書、添付資料の回覧（回覧確認の押印、回覧期限は 2 週間が目安）
※新型コロナウイルス感染状況により、参加の可否を都度検討する。

ウ. SDS の推進

(ア) 資格挑戦者の把握 ・4 月中（各職域の研修委員）

(イ) 介護支援専門員実務研修受講試験模擬試験実施・解説 全 2 回

(ウ) 介護福祉士国家試験模擬試験実施・解説 全 1 回

(2) 外部研修計画

日程	研修内容
5	新任職員研修 青森県認知症介護基礎研修 介護福祉士ファーストステップ研修

6	<p>ノーリフティングケア研修～管理職編～</p> <p>社会福祉施設職員経理研修</p> <p>第1回青森県認知症介護実践研修（実践者研修）</p> <p>チームビルディング研修ベーシックコース</p> <p>青森県喀痰吸引等研修（第一号、第二号研修）</p> <p>青森県介護支援専門員更新研修（実務未経験者）</p> <p>青森県主任介護支援専門員更新研修</p>
7	<p>高齢者虐待防止支援セミナー</p> <p>第2回青森県認知症介護実践研修（実践者研修）</p> <p>認知症対応型サービス事業開設者研修</p> <p>第3回青森県認知症介護実践研修（実践者研修）</p> <p>あおもりノーリフティングケア推進事業 地区別研修</p> <p>第1回東北町高齢者権利擁護研修会</p> <p>給食施設の食品衛生管理及び栄養管理研修会</p>
8	<p>第4回青森県認知症介護実践研修（実践者研修）</p> <p>あおもりノーリフティングケア推進事業 第1回リーダー向け研修</p> <p>階層別研修 初任者のためのソーシャルスキルアップ研修</p> <p>デイサービスセンター職員スキルアップ研修</p> <p>施設ケアマネ研修会</p> <p>チームビルディング研修 スタンダードコース</p> <p>階層別研修 管理者・リーダーのためのステップアップ研修コース1</p> <p>体験型！チームワーク力向上研修</p> <p>青森県介護支援専門員更新研修（専門課程Ⅰ）</p>
9	<p>第5回青森県認知症介護実践研修（実践者研修）</p> <p>青森県認知症介護実践研修（実践リーダー研修）</p> <p>社会福祉施設看護職員研修</p> <p>社会福祉施設中堅・指導的職員研修</p> <p>メンタルヘルス・アンガーマネジメント</p> <p>介護労働者雇用管理責任者講習</p> <p>苦情解決担当者等研修会</p> <p>安全運転管理者等講習</p> <p>青森県介護支援専門員更新研修（専門課程Ⅱ）</p>
10	<p>チームビルディング研修 アドバンスコース</p> <p>第1回認知症対応型サービス事業管理者研修</p> <p>メンター育成研修</p> <p>階層別研修 管理者・リーダーのためのステップアップ研修コース2</p> <p>外国人介護人材受入準備セミナー</p> <p>外国人介護職員指導担当者研修</p>

	認知症ケアのための他職種連携研修 福祉送迎運転者講習会
11	リスクマネジメント研修会 チームビルディング研修 フォローアップ 第2回認知症対応型サービス事業管理者研修 介護記録研修会 看取り研修 青森県主任介護支援専門員研修 東北町医療・看護関係者研修会 ノロウイルス食中毒の予防と対策講習会
12	階層別研修 中堅職員のためのスキルアップ研修コース1 階層別研修 中堅職員のためのスキルアップ研修コース2 介護施設・事業所におけるハラスメント対策セミナー 第1回訪問介護サービス提供責任者研修
1	第1回在宅医療・介護連携に関する研修会 東北町医療・看護関係者研修会
2	あおりりノーリフティングケア推進事業 第2回リーダー向け研修 第2回訪問介護サービス提供責任者研修 あおりりノーリフティングケア推進事業 実践報告会
3	

(3) 内部研修計画

予定	内容	実施事業所
4	接遇・マナーについて 倫理・法令順守・接遇・プライバシー保護・ 高齢者虐待防止 緊急時の対応・確認 緊急時の対応について(酸素ボンベの使い方等) 倫理・ホーム理念・プライバシー保護	特養 通所 訪看 ヘルパー GH
5	事故防止・高齢者虐待防止について 食品衛生について 倫理と法令順守 OJT 研修 対策について 交通安全指導	特養 特養(給食) 居宅 通所 ヘルパー

6	<p>感染症・食中毒について</p> <p>食中毒</p> <p>個別機能訓練（機能維持・向上に向けて）</p> <p>認知症及び認知症ケア</p> <p>倫理及び法令順守</p> <p>食中毒・感染症・倫理・法令遵守について</p>	<p>特養</p> <p>居宅</p> <p>通所</p> <p>訪看</p> <p>ヘルパー</p> <p>GH</p>
7	<p>認知症について</p> <p>事故発生時の対応</p> <p>心のケア、ハラスメントについて</p> <p>食中毒予防</p>	<p>特養</p> <p>居宅</p> <p>通所</p> <p>ヘルパー</p>
8	<p>倫理・法令遵守・プライバシー保護について</p> <p>BCP 事業継続計画・非常災害時の対応・緊急時の救急対応について</p> <p>倫理及び法令遵守</p> <p>身体拘束・虐待防止</p> <p>認知症ケア・身体拘束排除について</p>	<p>特養</p> <p>通所</p> <p>訪看</p> <p>ヘルパー</p> <p>GH</p>
9	<p>合同内部研修</p> <p>プライバシー</p> <p>認知症及び認知症ケア</p>	<p>全事業所</p> <p>居宅</p> <p>ヘルパー</p>
10	<p>非常災害時の対応</p> <p>感染症・食中毒について</p> <p>感染症(ノロウイルス・インフルエンザ)について</p> <p>プライバシー保護の取組</p> <p>虐待防止について</p>	<p>特養</p> <p>通所</p> <p>訪看</p> <p>ヘルパー</p> <p>GH</p>
11	<p>感染症について</p> <p>感染症</p> <p>送迎業務・安全運転・非常時緊急対応について</p> <p>感染症予防</p>	<p>特養</p> <p>居宅</p> <p>通所</p> <p>ヘルパー</p>
12	<p>看取りケアについて</p> <p>権利擁護・認知症ケア・コミュニケーションについて（意志決定支援への取り組み）</p> <p>事故発生時又は再発防止</p> <p>接遇</p> <p>高齢者虐待防止・身体拘束</p>	<p>特養</p> <p>通所</p> <p>訪看</p> <p>ヘルパー</p> <p>GH</p>
1	<p>事故防止・身体拘束廃止について</p> <p>食中毒事例より</p>	<p>特養</p> <p>特養（給食）</p>

	<p>虐待 腰痛予防・福祉用具・ノーリフティングについて 事故発生又は再発防止 接遇について・看取りについて</p>	<p>居宅 通所 ヘルパー GH</p>
2	<p>褥創予防の為の適切な体位変換と良肢位の調整 食品衛生について 認知症 事故防止・リスクマネジメント・身体拘束排除について プライバシー保護の取り組み 外部研修伝達講習</p>	<p>特養 特養（給食） 居宅 通所 訪看 ヘルパー</p>
3	<p>外部研修報告会 苦情処理 高齢者の自立支援について（状態別ケア・介護技術・口腔ケア） 外部研修伝達講習 緊急時・非常時災害について BCP計画の見直し</p>	<p>特養 居宅 通所 ヘルパー GH</p>

VII その他の取組

1. 苦情解決

社会福祉法人秋葉会 利用者からの苦情解決の取り組みに関する実施要綱に基づき実施するものとする。

第三者委員による利用者からの意見及び苦情等について苦情受付担当者が中心となり当事者と関係職種を交えながら苦情解決を図る。

利用者、ご家族と普段からコミュニケーションをとり些細な疑問や不安等をその場で解消することが、苦情解決の第一歩であることを認識し業務に当たる。また対応力向上のため、内部・外部の研修を行う。

2. 地域貢献・地域交流

- ・当法人は、青森県社会福祉協議会の“青森しあわせネットワーク”に参画しています。
- ・認知症サポーターキャラバンメイトの研修修了者が学校や企業・職域団体に対し認知症サポーター養成講座を開催し、地域認知症に対する知識等の向上や啓発活動を行う。
- ・小学校、中学校等の体験学習の受入れを行う。
- ・学生から社会人まで幅広くボランティアを受け入れ、福祉活動への理解を深めて頂く。
- ・地域のお祭りに参加しています。
- ・特別支援学校からの産業現場における実習、介護福祉士等各種養成校からの学生の実習の受入れを行い、社会経験や介護福祉士等の人材育成に努めていく。
- ・上記の他、新しい地域貢献活動や地域交流についても積極的に開拓していきます。

VIII 健康管理と感染対策

1. 職員福利厚生

(1) 健康診断

- 療護園入居者健康診断 令和5年6月、11月
- 特養入居者健康診断 令和5年6月
- 特養・GH・CH入居者 結核検診 令和5年6月
- 八戸地域職員健康診断 令和5年9月
- 上北地域職員健康診断 令和5年6月
- 八戸地域夜勤従事者健康診断 令和6年3月
- 上北地域夜勤従事者健康診断 令和5年12月

(2) 予防接種

- 療護園・山の家・GH入居者 インフルエンザワクチン予防接種 令和5年11月
- 特養・GH・CH入居者 インフルエンザワクチン予防接種 令和5年11月
- 八戸地域職員インフルエンザワクチン予防接種 令和5年11月
- 上北地域職員インフルエンザワクチン予防接種 令和5年11月
- 療護園・山の家・GH入居者 コロナワクチン予防接種 国・県の指針により実施
- 特養・GH・CH入居者 コロナワクチン予防接種 国・県の指針により実施

2. 感染対策

- ・継続した看護を提供する為、感染症に関する情報収集を行い、利用者・職員の安全確保に努める。
- ・施設職員に対して、感染症の知識や対応方法などをBCPにまとめ、勉強会・シミュレーションを通して感染対応力の向上を目指す。
- ・家族との面会の機会を大切にし、十分な感染対策を講じた上で実施する。県内、地域の感染者数に応じ、面会実施の方法は変更する。
- ・感染者が発生した場合には、主治医・保健所の指示に従い、適切な看護を安全に提供する。

3. 働きやすい職場環境作り

- ・職員の相談機会を活用し、適宜ライフステージに応じた雇用・業務形態並びに職務内容の検討を行い、将来に渡って働きやすい環境を作りに取り組む。
- ・中間管理職等の人材育成に取り組み、自らの将来を見据える事が出来る事業体制を目指す。
- ・新任職員の育成を阻むようなハラスメントの防止策として「挨拶」を徹底する。